

学校給食についてのお知らせ

1 学校給食のねらい

学校給食は、成長期にある子供たちに栄養バランスの取れた食事を提供することにより、健康の増進と体位の向上を図るものです。

下関市ではすべての公立小中学校において完全給食（ごはん又はパン、おかず、牛乳）を実施するとともに、子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を生きた教材として食に関する指導や食育を行っています。

2 学校給食費について

令和5年度から学校給食費支援事業を実施し、半額以上を市が負担してきましたが、令和7年8月以降は完全無償化しました。完全無償化後も、栄養価の充実や質、量などを十分に確保できるよう、市が責任を持って学校給食の提供を行います。また、学校給食費の額は、物価高騰等に対応するため必要に応じて見直しますが、保護者負担は引き続き無償となります。

○令和8年度の学校給食費の額（1食あたり）

小学校 390円 中学校455円（小学校は補助金及び市負担 中学校は全額市負担）

3 学校給食についての各種手続き **重要**

学校給食の提供を受けるための申込みは不要です。ただし、ご事情により学校給食の停止を希望する場合は、以下の手続きが必要となりますので、学校にお申し出ください。

ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/102/144976.html>

(1) 下関市学校給食停止（再開）届

食物アレルギーや長期欠席などの理由により、学校給食の全部または一部の停止を希望する場合、また、停止した給食の再開を希望する場合に学校へ提出してください。（進級、市立中学校に進学する際は、改めて提出する必要はありません。）

(2) 飲用牛乳提供停止申請書

食物アレルギー以外の理由で飲用牛乳の提供停止が必要と認められる場合（牛乳を飲むことで体調不良となる場合など）に学校へ提出してください。（毎年度の提出が必要です。）

安易な提供停止とならないよう、学校給食における牛乳の必要性をご理解の上、慎重にご判断ください。

① 初年度及び中学校進学時

児童生徒の健康上の不都合について、かかりつけ医などと相談の上、飲用牛乳の提供を停止すべきかどうかを判断し、提供停止の申請を行ってください。

② 2年目以降

飲用牛乳の摂取に関して児童生徒の状況に大きな変化が見られない場合は、保護者の判断で提供停止の申請を行うこともできます。

4 問い合わせ先

下関市教育委員会 学校保健給食課給食係 電話：083-231-1344

学校給食における牛乳の必要性

文部科学省が小中学生の成長や健康を考えて定める食事基準において、小中学生に必要なカルシウムの50%を学校給食から取れるよう設定されており、学校給食で提供している牛乳(200ml)は、その重要な供給源となっています。

カルシウムは、骨や歯の材料になるだけでなく、心臓や筋肉、神経の活動やホルモンの分泌を助ける働きを持っています。カルシウムは体内での吸収率が低いため、カルシウムの多い食品を栄養バランスのとれた食事と合わせて食べることが、吸収率を上げるポイントとなります。日本では、慢性的なカルシウム不足が課題となっており、学校給食では、牛乳が子どもたちの成長を支える大きな役割を果たしています。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成などに利用されます。特に成長期には骨を大きく強くすることにも使われるため、大人以上にカルシウムが必要となりますので、下関市の学校給食では特別な事情がない限り、飲用牛乳の摂取を推奨しています。

